

資料

# 児童相談所の組織・職員体制等について

令和6年2月8日  
子ども部 子ども政策課・子ども支援課

# 基本方針の策定に向けた進め方について

## 第2回

基本理念，基本的機能，  
設置・運営の考え方，施設整備のコンセプト

## 第3回

組織・職員体制，候補地の考え方  
人材確保・育成や整備等に係る工程表

## 第4回

基本方針のとりまとめ

- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 令和5年 | 1月6日  | 議員協議会          |
|      | 1月18日 | 県・市の連携推進会議     |
|      | 1月26日 | <b>外部有識者会議</b> |
| 令和6年 | 2月1日  | 議員協議会          |
|      | 2月8日  | <b>外部有識者会議</b> |
|      | 中旬    | 県・市の連携推進会議     |
|      | 4月中旬  | <b>外部有識者会議</b> |
|      | 5月中旬  | 議員協議会          |
|      | 6月    | 基本方針策定（予定）     |

## 【今回のポイント】

- ① 人材の確保・育成に係る考え方について
- ② 候補地の選定に係る考え方について

# 目次

## 1 基本方針の位置づけ等

- (1) 基本方針の位置付け
- (2) 基本的な考え方

## 2 基本方針の構成

- (1) 基本方針として整理すべき項目

## 3 組織・職員体制

- (1) 組織・職員体制に係る検討事項
- (2) 公権力を伴う介入と寄り添い型の支援の組織区分について
- (3) 組織体制について
- (4) 組織体制の考え方
- (5) 職員体制について
- (6) 職員体制の考え方

## 4 人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・育成に係る考え方

## 5 候補地の考え方

- (1) 候補地に係る検討事項
- (2) 児童相談所の管轄区域に関する政令
- (3) 候補地の選定に係る考え方

## 6 まとめ

- (1) 人材確保・育成や整備等に係る工程表
- (2) 基本方針と基本計画の内容

## 7 今後のスケジュール

# 1 基本方針の位置づけ等

# 1. 基本方針の位置づけ等

## (1) 基本方針の位置づけ

本市の子ども行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものであり、本市児童相談所の設置及び基本計画の策定に向けた依るべき指針とする。

### 基本方針

本市児童相談所の設置及び  
基本計画策定に向けた依るべき指針



### 基本計画

基本方針をもとに、本市児童相談所の  
設置に係るより具体的な計画を示すもの

## (2) 基本的な考え方

他都市の事例や本市の地域特性（子育て支援に係る地域拠点や子ども発達センターの整備等の概成状況など）のほか、議会や外部有識者等の意見を踏まえながら、効果的かつ効率的で、実効性の高い基本方針を策定する。

## 2 基本方針の構成

## 2. 基本方針の構成

### (1)基本方針として整理すべき項目

項目	内容
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目指すべき姿 (「(仮称)子どもを守る都市宣言」と整合を図る)</li> </ul>
(2) 基本的機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の示す基本的機能 (相談機能等)</li> <li>・ 一時保護所の有無</li> </ul>
(3) 設置・運営の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市児童相談所が担う役割</li> <li>・ 多機関との連携体制</li> </ul>
(4) 施設整備に関するコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備のコンセプト</li> </ul>
(5) 組織・職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体系や職員配置等に係る考え方</li> </ul>
(6) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の確保・育成に係る考え方</li> </ul>
(7) 候補地の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設置場所に係る条件 (交通面等) の整理</li> </ul>



# 3 組織・職員体制

# 3. 組織・職員体制

## (1) 組織・職員体制に係る検討事項

- ・ 組織・職員体制に係る考え方



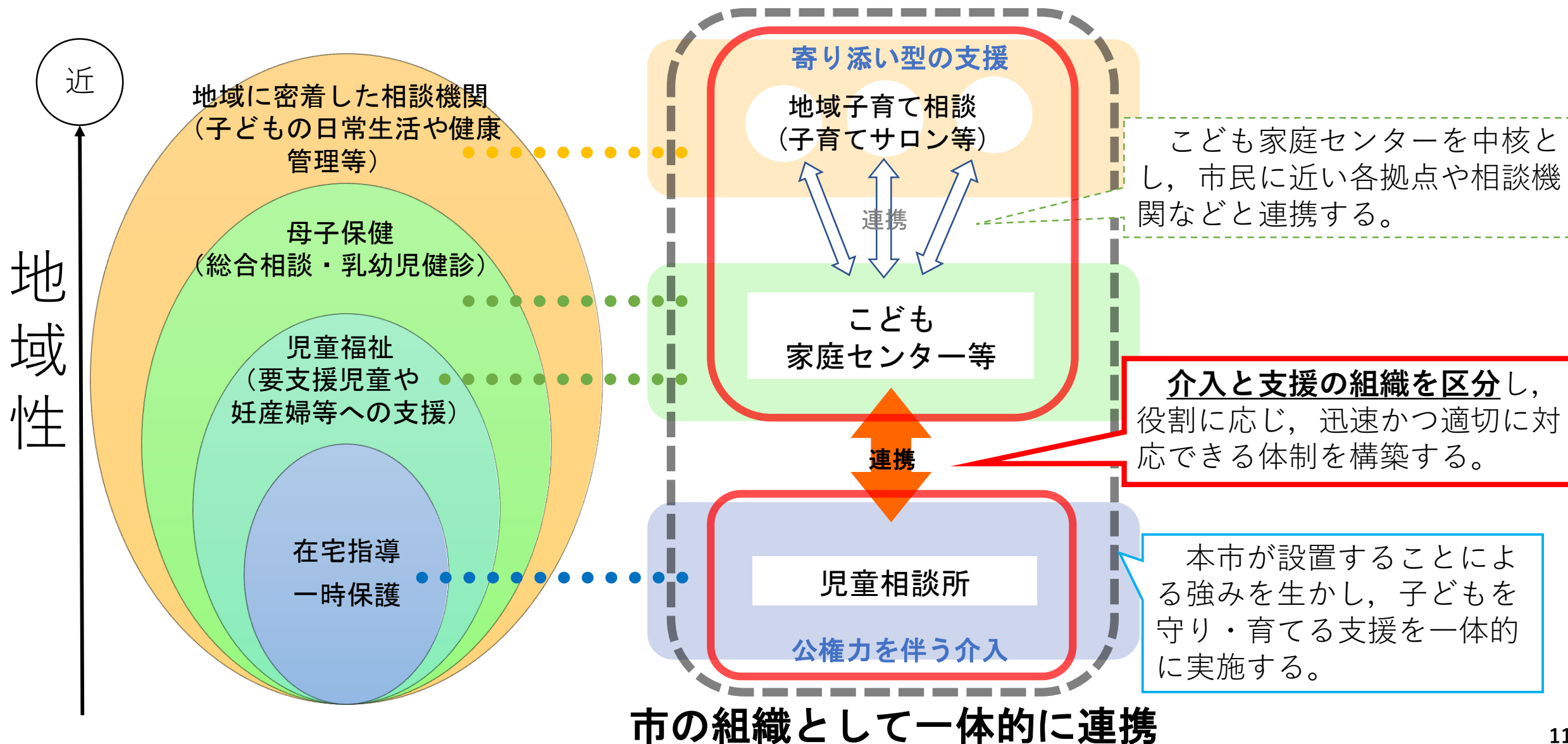
- ・ 具体的な組織構成及び  
職員配置（人数，任用形態，委託等）について整理

} 基本方針に反映

} 基本計画の中で  
今後検討

# 3. 組織・職員体制

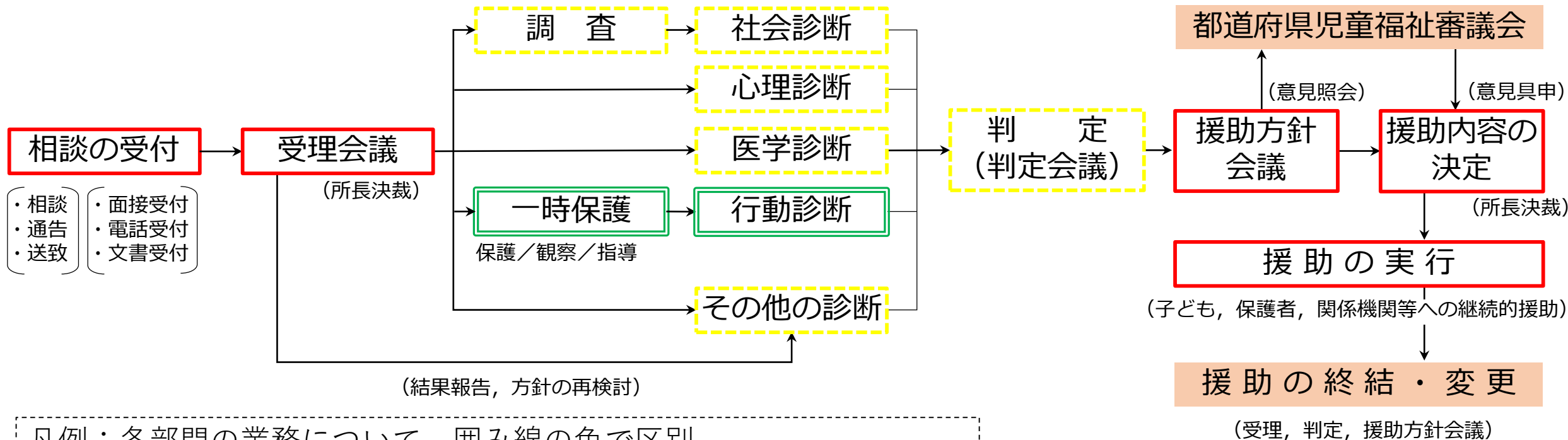
## (2) 公権力を伴う介入と寄り添い型の支援の組織区分について



# 3. 組織・職員体制

## (3) 組織体制について

### 【児童相談所における相談援助活動の流れ】



凡例：各部門の業務について、囲み線の色で区別

相談・措置部門

判定・指導部門

一時保護部門

児童福祉司等35名

児童心理司等14名

児童指導員等33名

※ 港区（人口：259,853人）における各部門の主な職種及び人数

# 3. 組織・職員体制

## (3) 組織体制について

児童福祉法等に基づく「児童相談所運営指針」において、児童相談所の組織は、4つの部門を置くことを標準としている。

部門	各部門の業務分担
総務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理に関すること</li> <li>・全体事業の企画及び<b>職員の研修</b>に関すること</li> <li>・一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること など</li> </ul>
相談・措置部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>相談の受付</b></li> <li>・<b>受理会議</b>の実施とその結果の対応</li> <li>・<b>通告等</b>への初動対応</li> <li>・<b>援助方針会議</b>の実施とその結果の対応</li> <li>・<b>措置</b>※事務、措置中の状況把握 など</li> <li>※ 児童養護施設や里親への委託</li> </ul>
判定・指導部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>調査・社会診断、医学診断、心理診断</b>等及び指導</li> <li>・<b>判定会議</b>の実施等</li> <li>・判定に基づく援助指針の立案</li> <li>・<b>療育手帳</b>、各種証明書等 など</li> </ul>
一時保護部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設で行う<b>一時保護の実施</b></li> <li>・<b>観察会議</b>の実施とその結果の対応</li> <li>・一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び<b>行動診断</b> など</li> </ul>

# 3. 組織・職員体制

## (4) 組織体制の考え方

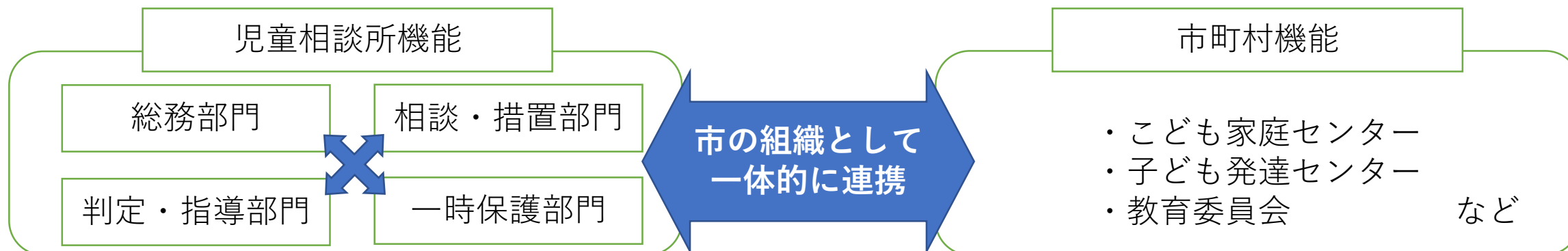
### 児童相談所機能と市町村機能について

子どもの安全確保を最優先としながら、保護者との信頼関係を築きつつ、子どもとその保護者に対する効果的な支援を行うため、「公権力を伴う介入」と「寄り添い型の支援」について、役割に応じた権限と責任の下、迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。



### 組織体制について

本市が設置する効果を最大限発揮できる組織体制とするため、国の指針や、他都市の事例を踏まえ、総務部門、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門の4部門を主とした組織の構成を基本とする。



# 3. 組織・職員体制

## (5) 職員体制について

### 【児童相談所設置に必要な専門職】

#### ① 児童相談所

児童福祉司，児童福祉司 S V，里親養育支援児童福祉司，  
児童心理司，児童心理司 S V，相談員，医師，保健師，弁護士

#### ② 一時保護所

児童指導員，保育士，看護師，心理療法担当職員，医師，栄養士，調理員

上記については，児童相談所運営指針において配置人員数が定められている。

※ 各職種の配置基準については，参考「各職種の配置基準」に記載

### 【新たな虐待防止対策体制総合強化プラン】（厚生労働省 2022年12月）

児童相談所の体制強化のため，以下のとおり専門職を増員する。

- ・ 児童福祉司 → 令和6年度までに，現状より約1.2倍に増員
- ・ 児童心理司 → 令和8年度までに，現状より約1.4倍に増員

## 3. 組織・職員体制

### (6) 職員体制の考え方

- ・ 児童相談所運営指針における配置基準を満たす児童福祉司や児童心理司等の専門職員数を確保する。

＋ 上記に加えて

- ・ 本市では、国と同様に児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることを踏まえ、子どもや子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施できるよう、国の「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえた専門職員数の配置について、他都市の事例や外部有識者等の意見を参考としながら、検討を進めていく。
  - ・ また、他都市においては、子どもの状況や特性、学力に配慮するため、学習指導を担う教員OB等を配置しているほか、虐待対応における介入をより円滑に行えるよう、警察官の配置等を行っている状況にあり、本市においても、その配置について検討する。
- ※ 一時保護所においては、運営業務の全部委託や一部委託（食事の提供、清掃、洗濯等）も含めて、検討していく。



# 4 人材の確保・育成

## 4. 人材の確保・育成

### (1) 人材の確保・育成に係る考え方

本市児童相談所の設置当初から、その効果を最大限発揮し、専門性の高い業務を円滑に運営していくため、早期より、計画的な確保・育成に取り組む。

#### ① 人材の確保に係る考え方

- ・ 心理士や社会福祉士等の専門職については、自治体や医療機関等のニーズも高く、確保が難しい状況等にあることから、大学等の関係機関に働きかけを行いながら、**計画的な採用により**、開設時期までに確実に必要人員を確保していく。
- ・ 児童福祉司 S V など、豊富な知識や経験を必要とし、確保が困難な職種については、他都市の事例を踏まえ、**任期付採用の活用などの選択肢も含めて、早期から確保策を講じていく。**

## 4. 人材の確保・育成

### (1) 人材の確保・育成に係る考え方

本市児童相談所の設置当初から、その効果を最大限発揮し、専門性の高い業務を円滑に運営していくため、早期より、計画的な確保・育成に取り組む。

### ② 人材の育成に係る考え方

- ・ **県との人事交流に加え、他自治体の児童相談所への派遣研修も活用**するなど、早期から、計画的に職員の育成を図っていく。
- ・ また、県等への派遣に加えて、本市の**児童福祉に関連する部署に配置し、継続的な育成**を図っていく。
- ・ **児童相談所開設後も、継続して職員研修等を実施**し、高い専門性を保持しながら様々な事案に対応できるように努めていく。

#### 【参考：他都市の事例】

奈良市は開設の4年前から、港区は開設の9年前から派遣研修を実施している。

⇒ 中長期的な視点に基づく計画的な人材の育成が必要である。

# 5 候補地の考え方

# 5. 候補地の考え方

## (1) 候補地に係る検討事項

- 候補地の選定に係る考え方



- 具体的な候補地の選定

} 基本方針に反映

} 基本計画の中で  
今後検討

## 5. 候補地の考え方

### (2) 児童相談所の管轄区域に関する政令

#### 【児童福祉法施行令第一条の三第三項】

管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

# 5. 候補地の考え方

## (3) 候補地の選定に係る考え方

### 【比較評価の項目（案）】

児童相談所を設置する土地については、以下の項目により評価し、最も適している場所とする。

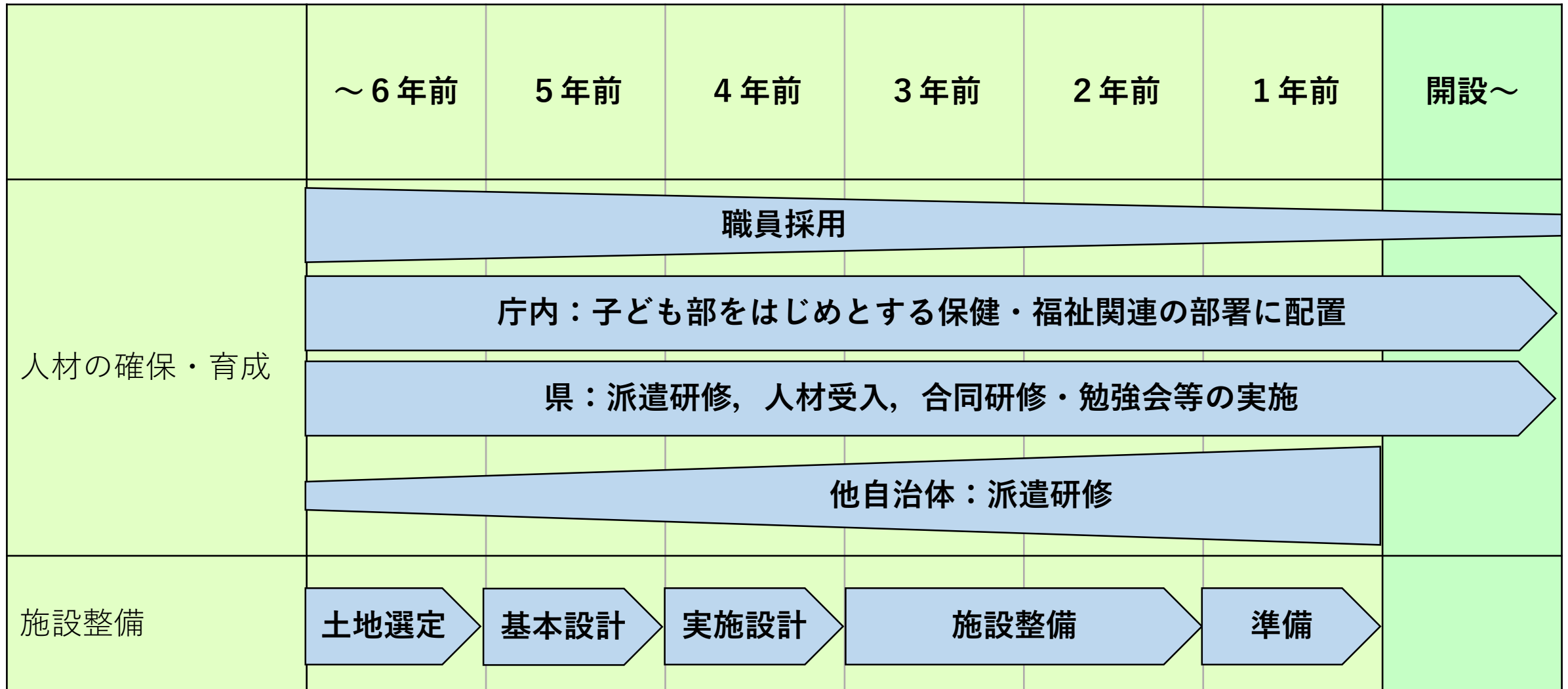
- ・ **緊急時の迅速性**
  - 幹線道路付近であるなど、通告等に対し、迅速な対応が可能な場所であるか。
- ・ **市民の利便性**
  - 自家用車のほか、公共交通機関による来所も想定したアクセス性の良い場所であるか。
- ・ **候補地の規模**
  - 複合施設化や職員数等を踏まえた施設規模を考慮し、建設やリプレースが可能な土地の面積が確保できるか。（先進都市の敷地面積は、約3,000㎡～約18,000㎡）
- ・ **土地の安全性**
  - 災害時において、被害リスクが低いところであるか。
- ・ **他機関との連携**
  - 他機関（警察署など）と連携を図る上で、アクセス性の良い場所であるか。
- ・ **保護した子どもへの配慮**
  - 子どもが過ごす環境として落ち着いた雰囲気であるか。

# 6 まとめ

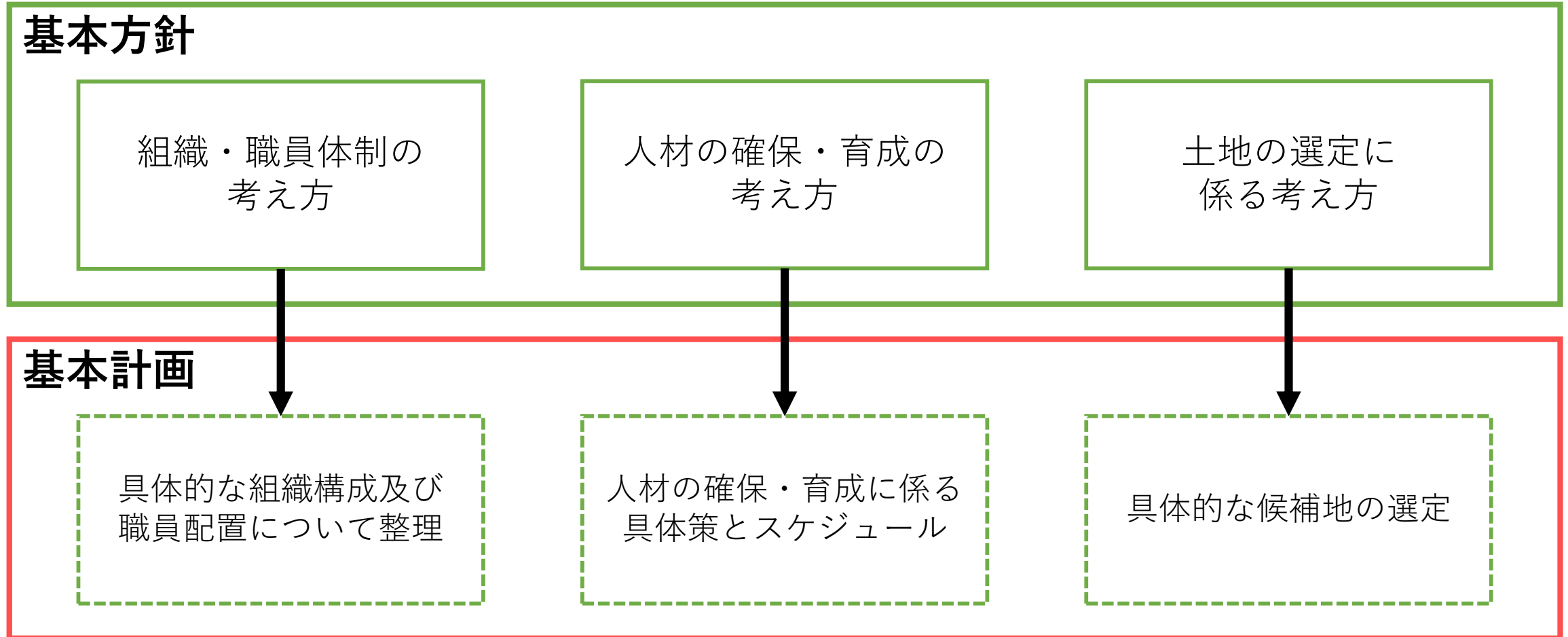


# 6. まとめ

## (1) 人材確保・育成や整備に係る工程表



## (2) 基本方針と基本計画の内容



# 7 今後のスケジュール

# 7. 今後のスケジュール（再掲）

